

嘉島町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画策定業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、健康増進法、食育基本法、自殺対策基本法の規定に基づき、「嘉島町第4次健康増進計画、第3次食育推進計画、第2次自殺対策計画」を策定するにあたり、健康増進、食育推進及び自殺対策施策に対し豊富な情報、経験、知識等を有し、業務遂行能力に優れた事業者を選定することを目的とする。

2 業務名及び業務概要

(1) 業務名

嘉島町第4次健康増進計画、第3次食育推進計画、第2次自殺対策計画策定業務委託

(2) 業務内容

「嘉島町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日翌日から令和7年3月31日まで

(4) 業務委託料限度額

6,800千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 本業務を遂行するために必要な能力・経験を十分に有し、業務実施にあたっては常に本町との連絡調整に対応できる体制を整えることができる者であること。

4 参加表明書

「3 参加資格」を満たし、公募への参加を希望する者は、下記の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 会社概要及び業務体制がわかる書類（任意様式）、会社案内パンフレット等
- ③ 同種業務の受注実績を記載した書類（任意様式）
受注元の自治体名、業務内容、受注年度を記載すること。
- ④ 納税証明書（直近年度のもの）
国税 法人税、消費税及び地方消費税
地方税 都道府県税、法人市町村民税

- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出方法
持参又は簡易書留により提出（必着）
- (4) 提出期間
令和6年4月4日（木）～令和6年4月15日（月）
（持参の場合は、土・日・祝日を除く9時から17時まで）
- (5) 提出先
〒861-3192 熊本県上益城郡嘉島町上島530番地
嘉島町役場 町民保険課 保健係
- (6) 参加資格確認通知
参加資格要件に該当することが確認できた者に対し、令和6年4月19日（金）までに電子メールで通知する。

5 質問書の受付及び回答

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書（任意様式）を電子メールで提出すること。

- (1) 受付期間
令和6年4月4日（木）～令和6年4月10日（水）
- (2) 提出先
cyomin@town.kashima.kumamoto.jp
- (3) 質問に対する回答
令和6年4月12日（金）までに質問者に回答する。

6 企画提案書

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書提出届（様式2）
 - ② 企画提案書（任意様式）
仕様書及び後記「7（2）審査基準」の内容を参考に作成すること。また、本業務に有益と思われる提案があれば、記載すること。ただし、費用は上記予算内に含めるものとする。
 - ③ 業務実績調書（任意様式）
同種業務の自治体からの受注実績を記載すること。
 - ④ 業務実施体制調書（任意様式）
本業務を担当する管理責任者及び予定スタッフ全員について、実務経験年数や類似業務従事実績、他業務との兼務状況等も併せて記載すること。
 - ⑤ 業務スケジュール表（任意様式）

⑥ 見積書（任意様式）

見積総額（消費税及び地方消費税を含む）のほか、業務別の積算内訳を記載すること。

(2) 提出部数

①から⑥までを1部として整理（A4判。A3判の折込みも可）し、6部提出。

（正本1部・副本5部）

(3) 提出方法

持参又は簡易書留により提出すること。

簡易書留の場合、令和6年4月25日（木）までに必着が有効。

(4) 提出期間

令和6年4月10日（水）～令和6年4月25日（木）

(5) 提出先

前記「4（5）提出先」のとおり

7 委託候補者の選定

(1) 選定方法

本町職員で構成する「選考会」において、提出された企画提案書等について審査を行い、委託候補者を選定する。プレゼンテーションは実施しない。

(2) 審査基準

審査項目	審査のポイント
企画提案	3つの計画に関する豊富な知識があり、国の動向を踏まえたビジョンや基本理念などの明確な企画構成がされているか
	本町の現行計画の実施状況、課題を的確に分析し、新たな計画へ繋げていくための効果的な提案がされているか
	国の施策で今後論点となる事項、町の特性を踏まえたアンケート調査項目の提案がされているか
	計画策定に必要な業務について、町に対する業務支援等に魅力的な提案がされているか
	会議等への支援内容・体制が提案されているか
実施体制	提案内容を実施するにあたり、組織として十分な基盤と体制が確保されているか
	類似する業務の経験が豊富であり、本業務を円滑に進めることが認められるか
業務実績	自治体における健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画の策定に係る業務実績があるか
見積金額	見積金額について、積算根拠が明瞭であり、提案内容に対し妥当なものであるか

(3) 審査結果

審査結果は、審査終了後に書面で通知する。

8 その他

(1) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- ・見積金額が「2(4)業務委託料限度額」を超えた場合
- ・提出書類等に虚偽の記載があり、選考会が失格と認めた場合
- ・選考の公平性を害する行為があり、選考会が失格と認めた場合

(2) 本プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。

(3) 提出された書類は、返却しない。

(4) 提出書類の提出後の内容変更は認めない。

(5) 企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とする。また、提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。

(6) 参加表明後に参加を辞退する場合は、文書で通知すること。

9 問合せ先

嘉島町町民保険課 保健係

TEL : 096-237-2574

FAX : 096-237-2359

E-mail : cyomin@town.kashima.kumamoto.jp